

番号	分野別	資料の概要
15	事業手法	1 WTO政府調達協定の概要 2 WTO政府調達協定の対象分野 3 WTO政府調達協定の各調達区分の適用基準額

15-1 WTO政府調達協定の概要

WTO政府調達協定は、国、都道府県、政令指定都市及び政府関係機関が調達する物品及びサービス（建設工事を含む。）のうち、一定金額以上のものの契約手続について、「国内の物品及びサービスと外国の物品及びサービス」並びに「国内の企業と外国の企業」を無差別に取り扱うことを原則とした、国際的に統一されたルールを定めた国際協定です。

この協定は、ガット・ウルグアイ・ラウンドの妥結により、従来、国及び政府関係機関で実施されていたガットの政府調達協定の対象機関と対象分野を拡大して締結されました。横浜市も、平成8年1月1日からこの協定の対象機関となっています。

15-2 WTO政府調達協定の対象分野

- (1) 建設工事（土木、建築などすべての建設工事）
- (2) 物品等（すべての物品及び財産となる動産（船舶、航空機など）の購入、製造又は借入）
- (3) 委託その他役務
- (4) 設計・測量

15-3 WTO政府調達協定の各調達区分の適用基準額

調達区分	適用基準額
物品等	2,500万円
特定役務のうち建設工事	19億4,000万円
特定役務のうち設計、測量等	1億9,000万円
特定役務のうち上記以外のもの	2,500万円

※適用基準額については2年ごとに見直しが行われ、上記の基準額は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの適用となります。